



平成19年6月7日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県特別職報酬等審議会

会 長 柴 田 悟 一



特 別 職 の 報 酬 等 に つ い て （ 答 申 ）

平成19年5月30日に当審議会に対し意見を求められた神奈川県出納長の給料の額について、次のとおり答申します。

なお、出席した委員の総意として、地方自治法改正の趣旨を踏まえるならば、出納長制度は早急に廃止すべきと考えます。知事においては、これからも引き続き、制度改正の趣旨について出納長の理解を求めるよう要望します。また、出納長においても、制度改正の趣旨を理解するよう要望します。

出納長の給料の額

当審議会としては、委員それぞれの意見を考慮し、1つの意見にまとめることは適当でないと判断した結果、次の2つの意見を答申することとする。

1 一般職である会計管理者の給与水準相当まで引き下げることが適当
(意見)

- ・ 特別職の報酬等は、その職責と職務の特殊性に応じて定められるべきものであるが、特別職の出納長制度が廃止された地方自治法の改正の趣旨を踏まえると、出納長には、特別職の職責と職務の特殊性がなくなつたと判断する。したがって、一般職相当に給料の額を引き下げる必要がある。
- ・ 引き下げる場合の給料の額については、各都道府県の会計管理者の職務の格付け等を参考に考える必要がある。

2 現行の額のままだが適当
(意見)

- ・ 出納長が在職する限りは、出納長としての責任は存在する。したがって、その責任に見合った給料の額が適当である。
- ・ 地方自治法の改正附則では、「現に在職する出納長はその任期中に限りなお従前の例により在職する」となっていることから、在職する出納長の給料の額を当然に引き下げることは、想定していないと考える。